

新居浜港事業継続計画
(新居浜港港湾BCP)

令和 3年 2月

新居浜港港湾BCP協議会

目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 新居浜港港湾BCP策定の必要性	2
3. 新居浜港港湾BCPの目的	
4. 新居浜港港湾BCP協議会の構成と役割	5
5. 新居浜港事業継続のための基本事項	8
6. 災害対応計画	
(1) 初動時対応	10
(2) 港湾施設等の確認	11
(3) 関係機関への協力要請	
(4) 啓開作業における留意事項	
(5) 緊急物資輸送対応	14
(6) 港湾運営の復旧	22
(7) 港湾施設の応急復旧及び本格復旧	28
(8) 港湾関係官公庁の業務の復旧	30
(9) 港湾の運営を行う港湾関係民間事業者	
7. 事前対策	31
8. 教育・訓練	32
9. 見直し・改善	

■用語集

参考資料編 新居浜港港湾BCP協議会連絡先一覧表（※非公開、担当者限り）

1. はじめに

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展してきた。現在は、化学、非鉄金属のほか、発電用石炭、プラスチック製品、金属製品、機械器具、電子デバイス等の製造・出荷など、産業の基盤となる物流機能を担っている。

新居浜港事業継続計画（以下、「新居浜港港湾BCP」という。）は、発生すると新居浜港に最も影響があると考えられる地震・津波等に対して、二次災害の発生を抑止しつつ緊急物資の海上輸送を確保するとともに、原料の入荷や製品の出荷を滞らせないことを目標としている。

そのためには、初動時の対応、緊急物資輸送及び貨物輸送などへの対応を迅速かつ的確に行う必要があることから、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることが求められている。

「新居浜港港湾BCP」においては、港湾を利用する多数の関係者間の連絡体制を確立し、各々の役割や対応の手順並びに復旧の目標等を明確化することにより、その実効性を高めていくことを基本方針として次の事項をふまえて作成した。

- ①新居浜港及び隣接港に関わる関係機関、各種団体及び利用企業による「新居浜港港湾BCP協議会」を設置し、港湾の事業継続に向けた取り組みや活動が可能な体制を構築する。
- ②港湾関係者が協働し、適切な役割分担のもと迅速に対応できるよう、できる限り明確に記述する。
- ③これらの取り組みを継続し、活動を通じた災害対応力の向上と港湾関係者相互間の関係を確立する。

【対象とする事象】

新居浜港港湾BCPでは、東南海・南海地震等の大規模自然災害を対象とする。

【対象とする関係者】

本計画は、発災時における各事業所、官公庁の役割・体制・対応方法などの具体的な実行計画について定めたものであり、適用対象者は、以下のとおりである。

- ①港湾管理者 新居浜港務局
- ②関係機関 愛媛県（東予港東港地区：港湾管理者）、国土交通省四国地方整備局、港湾関係官公庁
- ③港湾を利用する事業者

【対象とする範囲】

新居浜港港湾BCPの対象範囲は、新居浜市域である新居浜港港湾区域と東予港東港地区及び海上から新居浜市地域防災計画に緊急輸送道路として位置付けられている臨港道路を含む区間を対象とする。

2. 新居浜港港湾BCP策定の必要性

新居浜港は次の点から、震災等で大きな被害を受けた場合、救援や緊急物資輸送が制約されること、さらに、臨海部には化学工業など世界的な規模の企業が立地していることから、復旧が長期にわたった場合、サプライチェーンの断絶など我が国経済に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

(1) 人口及び年齢構成

①人口 117,846人(令和2年12月末時点)

②高齢者割合

65歳以上 37,997人 32.2%(令和2年12月末時点)

③若年者割合

14歳以下 14,470人 12.3%(令和2年12月末時点)

出典：新居浜市HP 年齢別男女人口より

(2) 港湾利用企業及び産業

①港湾背後の事業所数 5,551事業所(従業者数：56,196人)

※愛媛県HP 平成26年経済センサス基礎調査確報

表2 市町別全事業所数及び従業者数 新居浜市より

②地域の主要産業 製造業(非鉄金属、化学製品等)

新居浜市は、製造品出荷額7,974億円(平成30年工業統計調査)の工業都市であり、新居浜港は海上輸送の拠点として地域の経済活動を支えている。

臨海部に立地している多くの企業が新居浜港を利用していることから、災害発生後に生じた港湾機能の低下を早期に回復する必要がある。したがって、震災などによる港湾の能力低下を最小限にとどめ、社会的要請に応じていくための「新居浜港港湾BCP」の策定が求められている。

3. 新居浜港港湾BCPの目的

新居浜港港湾BCPは、東南海・南海地震及びそれに伴う津波といった大規模自然災害等の発生により、新居浜港の港湾機能に支障が生じた場合(以下、「非常時」という。)に関係者の生命の安全を前提として、以下の機能を実現することを目的とする。

なお、確保すべき港湾機能としては、地域防災計画に基づいている。

①二次災害の発生を抑止しつつ、救援活動や緊急物資輸送のための港湾輸送能力を確保する。

②地域経済を維持するための許容される最低限度の港湾輸送能力を確保する。

③許容される期間内に重要物資などの輸送を再開する。

(参考) 愛媛県地域防災計画 (地震災害対策編)

第2編 災害予防対策 第18章 公共土木施設等の耐震対策等

2-18-6 港湾・漁港施設

1 物資輸送拠点の確保

海上輸送ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、港湾及び漁港管理者は、防災拠点となる港湾及び漁港について、岸壁、緑地、背後道路、荷役機械等の耐震化を進め、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理する。

なお、次の防災拠点となる港湾等については、耐震強化岸壁等の整備を行っている。

- (1) 防災拠点となる港湾 (新居浜港、東予港、今治港、松山港、宇和島港、中島港、八幡浜港、三崎港)
- ー 以下 (略)

2 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾等により形成された海上輸送ネットワークは、道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、陸上輸送の代替手段の確保に努める。

3 耐震点検の実施

港湾及び漁港管理者は、防災拠点となる港湾等の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的を実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

その他の施設と港湾及び漁港については、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

4 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

防災対策基本条例第
34条第3項

防災対策基本条例第
34条第3項

(参考) 愛媛県地域防災計画(津波災害対策編)

第3編 災害応急対策 第16章 公共土木施設等の確保

3-17-5 港湾施設

港湾管理者は、地震後、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じる。

また、港湾区域の航路等について、沈船、漂流物により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

4. 新居浜港港湾BCP協議会の構成と役割

(1) 実施体制の構築

新居浜港港湾BCPの「策定」、「事前対策」、「教育・訓練」、さらにはPDCA*サイクルの手法による継続的な「見直し・改善」を行う組織として、港湾関係者による「新居浜港港湾BCP協議会」（以下、「協議会」という）を設置し、継続的に運営していくこととする。

(2) 協議会の構成

協議会の構成を表4-1、緊急連絡網を図4-1に示す。

表4-1 協議会の構成

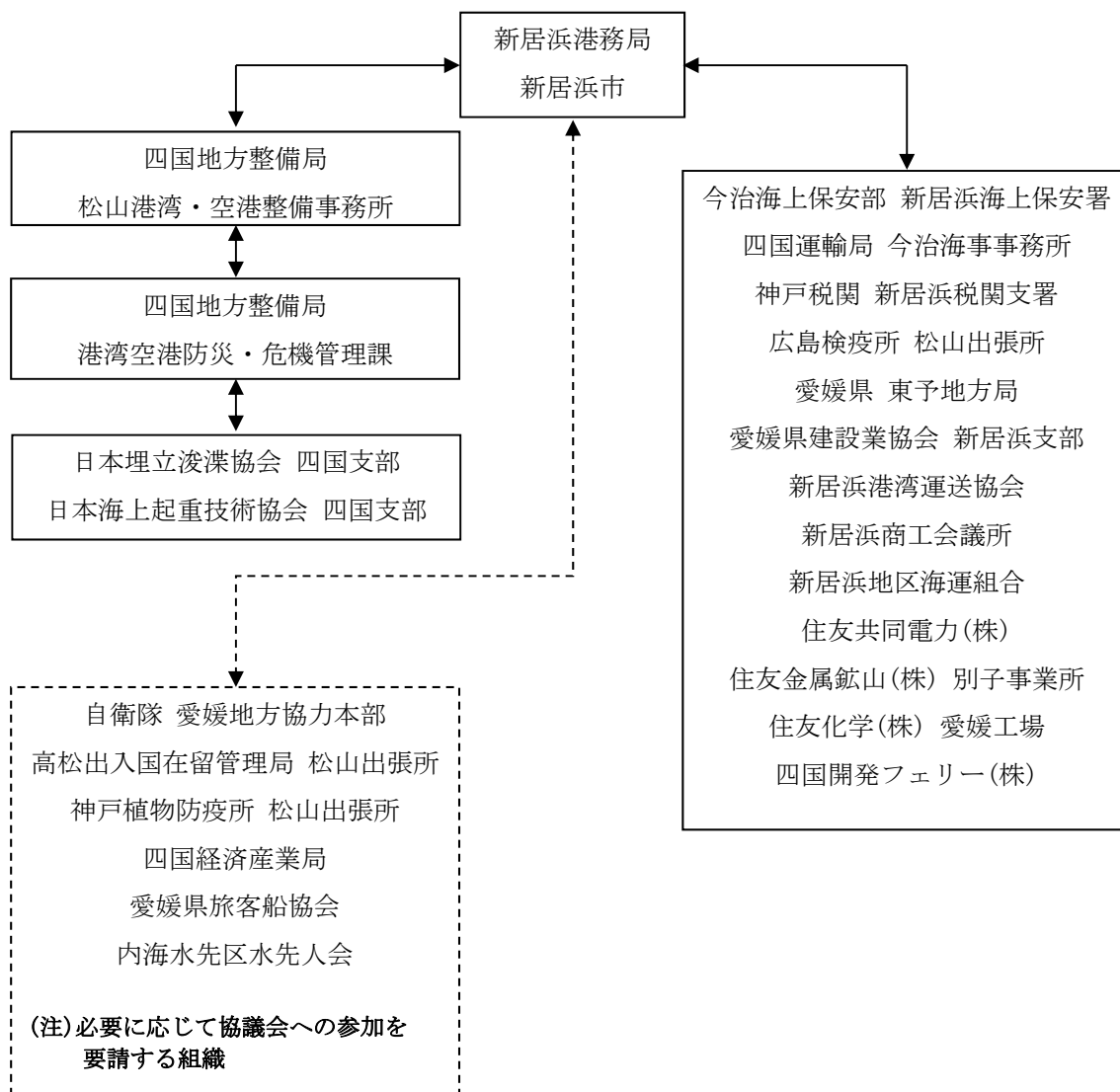
令和3年2月現在

	組 織 名
官 公 庁	海上保安庁 今治海上保安部 新居浜海上保安署
	国土交通省 四国運輸局 愛媛運輸支局 今治海事事務所
	国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港・防災危機管理課
	国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所
	財務省 神戸税関 新居浜税関支署
	厚生労働省 広島検疫所 松山出張所
	愛媛県 東予地方局 建設部 河川港湾課
	新居浜市 市民環境部 危機管理課
関係団体	(一社)日本埋立浚渫協会 四国支部 松山港湾空港地区
	(一社)日本海上起重技術協会 四国支部
	(一社)愛媛県建設業協会 新居浜支部
	新居浜港湾運送協会
	新居浜商工会議所
	新居浜地区海運組合
港湾利用 企業	住友共同電力株式会社
	住友金属鉱山株式会社 別子事業所
	住友化学株式会社 愛媛工場
	四国開発フェリー株式会社
事 務 局	新居浜港務局

※必要に応じて協議会への参加を要請する組織

	組 織 名
官 公 庁	防衛省 自衛隊 愛媛地方協力本部
	出入国在留管理庁 高松出入国在留管理局 松山出張所
	農林水産省 神戸植物防疫所 坂出支所 松山出張所
	経済産業省 四国経済産業局 総務企画部
関係団体	愛媛県旅客船協会
	内海水先区水先人会

図 4 - 1 災害時等緊急連絡網



(3) 協議会の役割

【平常時】

新居浜港港湾BCPの取り組みの中心として、以下の役割を担う。

- ①新居浜港港湾BCP行動計画の策定・運用及び更新スケジュールを管理する。
- ②新居浜港港湾BCPの取り組みを総括する。
- ③情報収集及び意見交換を実施する。
- ④他の事業者等との調整が必要になった場合の方針を決定する。

【非常時】

大規模災害が発生した際には、非常時の体制に自動的に移行し以下の役割を担う。

- ①会員等の被災状況確認及び業務実行能力等を集約する。
- ②救援、緊急物資輸送に向けた応急対応及び港湾事業再開に向けた情報収集を行う。
- ③予め定めた優先順位の方針と被災状況等をふまえた復旧計画に関する意見調整及び策定を行う。
- ④利用可能な港湾施設の利用調整は、公共性を鑑みて行うものとし、協議会の会員、非会員の区別はしない。
なお、協議会の会員は、それぞれの行動計画に基づき自発的に最低限度の事業継続の維持に努めるものとする。

(4) 事業継続体制の維持

協議会においては、新居浜港港湾BCPに関し、県・市における防災計画の改訂、港湾の津波避難対策等関連計画の策定及び更新状況、教育・訓練の実施結果等をふまえて継続的な見直しを行う。

5. 新居浜港事業継続のための基本事項

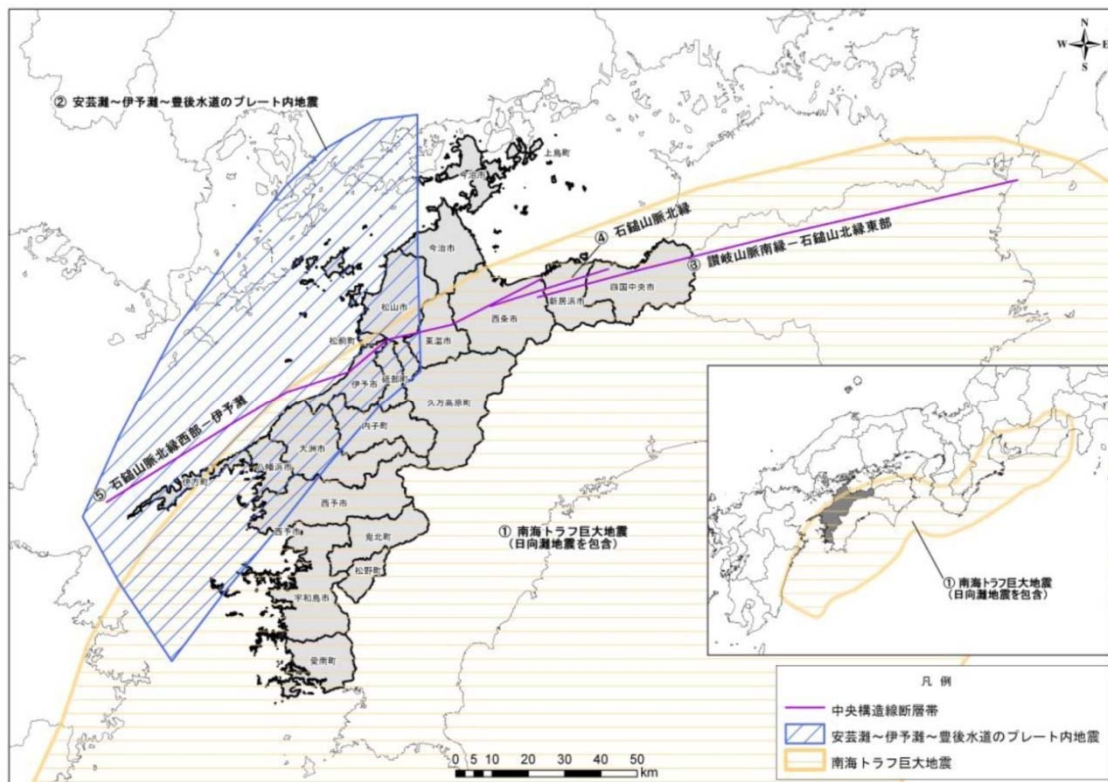
(1) 被災想定

愛媛県地域防災計画では、県内で想定される地震として、①南海トラフ巨大地震、②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）、③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）、④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）、⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）を位置付けている。

表5-1 県内で想定される地震

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0（津波9.1）
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0

図5-1 県内で想定される地震位置図



出典：愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）第1編 総論
第3章 津波発生の条件 4 想定地震

また、同計画では、新居浜市における南海トラフ巨大地震の津波想定では、波高1.5mの津波が発生（最短津波到達時間 451分）し、955ha（1cm以上浸水する範囲）が浸水すると想定されている。

また、新居浜市の津波ハザードマップによる浸水深さは、最大で3.01m～4.00mと想定されている。

表5-2 津波到達時間

	最短津波到達時間（分）						最高津波水位
	±20cm	+1m*	+2m	+3m	+5m	+10m	
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461

*+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間（+2m以上も同様）

出典：愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）より抜粋

第1編 総論 第3章 津波発生 の条件 5 想定結果

表5-3 最高津波水位

	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T.P.m)	うち期望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)	
四国中央市	3.6	1.8	1.8	631
新居浜市	3.4	1.9	1.5	955
西条市	3.4	1.9	1.5	3,360

※浸水面積：1cm以上浸水する範囲

出典：愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）より抜粋

第1編 総論 第3章 津波発生 の条件 5 想定結果

(2) 港湾における緊急輸送基盤の確保

南海トラフ巨大地震が発生した場合には、港湾施設及び周辺のアクセス道路を含む新居浜港背後圏が被災し陸上経路の分断が想定されるため、緊急かつ大規模大量輸送が可能な海上輸送の役割が重要となる。

新居浜港において、海上緊急輸送を速やかに実施するために、緊急点検・啓開、関係者との調整等が必要となることから、緊急輸送については被災地域の備蓄物資が不足する3日後を想定し、体制を普段から確保しておくこととする。

なお、緊急物資輸送に関わる関係者及び復旧における役割は次表のとおりである。

表 5-4 緊急輸送基盤確保にあたっての関係者リスト

復旧関係者	復旧における役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 ・ 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 ・ 愛媛県(東予港東港地区：港湾管理者) ・ 新居浜市 ・ 新居浜港務局(新居浜港：港湾管理者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集・発信 ○港湾施設等の点検 ○復旧施設の調整(箇所、担務範囲、順序等)、決定 ○施設復旧の実施(復旧作業への指示)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新居浜海上保安署 	<ul style="list-style-type: none"> ○航行安全に関する情報の収集・発信 ただし、災害発生時の新居浜港内等における人命救助等の救難業務を最優先に行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛運輸支局 今治海事事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ○他港から新居浜港への緊急支援物資の輸送情報の収集・発信
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本埋立浚渫協会 四国支部 ・ 日本海上起重技術協会 四国支部 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・点検・復旧作業の実施 水域エリアを主とするが、被害状況により陸域エリアも含めて役割分担を調整する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県建設業協会 新居浜支部 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・点検・復旧作業の実施 陸域エリアを主とするが、被害状況により水域エリアも含めて役割分担を調整する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国開発フェリー株式会社 ・ 新居浜港湾運送協会 ・ 新居浜地区海運組合 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急支援物資の船舶の受入、荷役、輸送業務

6. 災害対応計画

(1) 初動時対応

①協議会会員の基本的な対応方針

東南海・南海地震等の大規模災害発生時には、それぞれの組織において、職員等の安否確認及び通信等設備の確保を行うとともに、可能な範囲で二次災害の防止対策を講じる。

・ 安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

- ・通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。

なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合においては、近隣の他組織の設備を一時的に利用するなど、可能な代替措置を講じる。

- ・被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

- ・二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、新居浜海上保安署や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶及び航行船舶等に必要な情報を提供する。

(2) 港湾施設等の確認

①緊急物資輸送のための施設点検

各港湾管理者（新居浜港務局、愛媛県）が主体となり、施設の点検を速やかに実施する。

施設点検は、余震発生の可能性があるため、複数人で行うなど安全に十分注意して実施する。

②緊急物資輸送のための啓開等緊急工事

緊急物資輸送は、東港地区耐震強化岸壁（黒島第1岸壁(-7.5m)）において実施することを前提とし、多喜浜航路(-7.5m)、泊地(-7.5m)の啓開及び緊急輸送道路の市道沖浜中通り線、東港東浜筋線の啓開を実施する。

啓開等緊急工事は、新居浜市と新居浜港務局が主体となって実施する。

なお、多喜浜航路(-7.5m)、泊地(-7.5m)の水域啓開に必要な作業船（起重機船等）については、広域的な被害により各港の水域で、作業船が必要となることが想定されるため、国土交通省四国地方整備局港湾空港部が作業船の配船調整を行う。

(3) 関係機関への協力要請

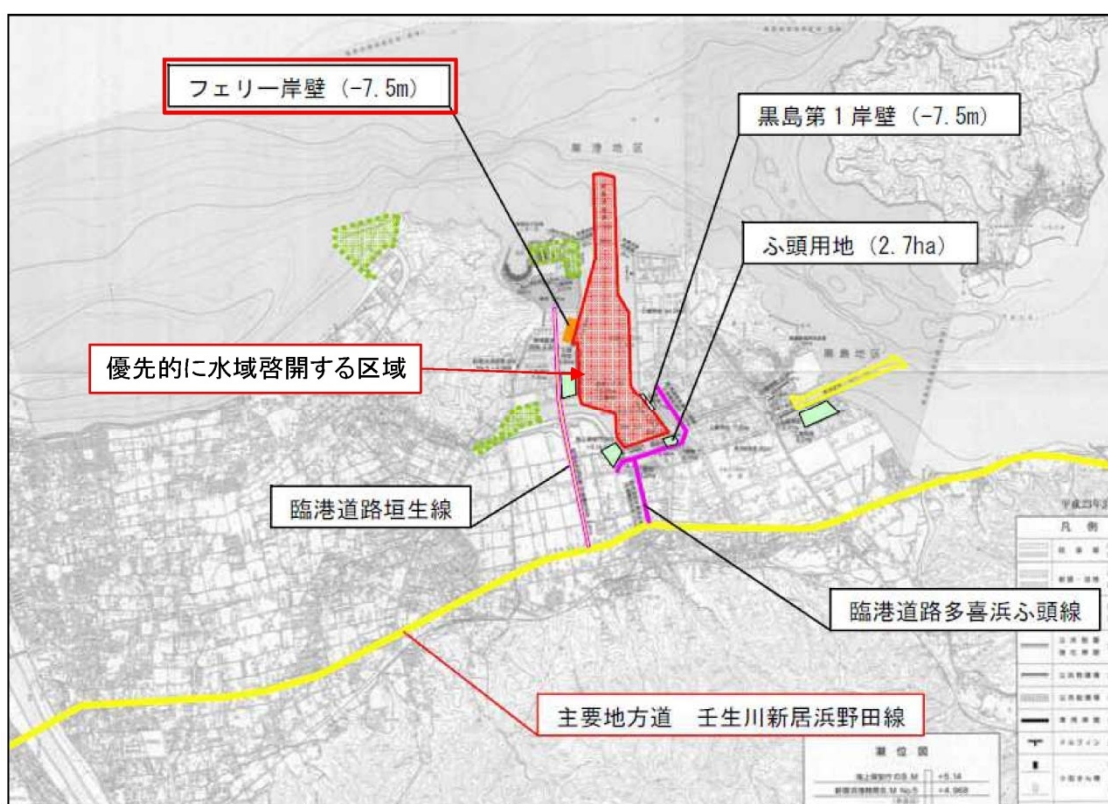
新居浜港務局は、「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」（平成27年11月5日）に基づき、日本埋立浚渫協会及び日本海上起重技術協会に啓開の協力を要請する。

(4) 啓開作業における留意事項

- ・啓開作業においては、遭難者がいる可能性もあるため十分注意して作業を行うとともに、障害物に危険物が含まれている可能性に留意する。
- ・航路啓開終了後には、直ちに船舶入港可能の可否の確認ができるよう関係機関の連携を十分に図るとともに情報共有に留意する。
- ・緊急物資受入に必要な東港地区多喜浜航路(-7.5m)、泊地(-7.5m)の啓開作業日数は、国土交通省四国地方整備局港湾空港部の検討事例を参考に想定した。

■新居浜港 港湾区域内で優先的な区域のみを啓開した場合 1日

図6-1 航路啓開作業日数の算定資料



防災拠点港	内容	津波漂流物 (上段: 港湾区域、下段: 優先的に水域啓開する区域)					
		木くず (t)	流木 (森林) (t)	原木 (港湾用地) (t)	船舶 (隻)	コンテナ (個)	養殖施設 (t)
新居浜港	漂流物量	港湾区域 1,770.0 ha	20,087.0				1.0
		優先的に水域啓開する区域 45.6 ha	517.5				0.0
	除去能力		41.3 (t/h・2隻)	2.0 (t/h・隻)	0.8 (t/h・隻)	1.2 (個/h・隻)	1.0 (個/h・隻)
	除去に要する時間		486.4				1.0
	除去に要する日数		12.5				0.0
	1日12時間稼働とした場合		40.5				0.1
			1.0				0.0
延べ啓開作業日数		港湾区域全体を啓開した場合				40.6 日	
		港湾区域内で優先的な区域のみを啓開した場合				1.0 日	

出典：国土交通省四国地方整備局港湾空港部HP

南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画（付属資料）

付属資料4. 航路啓開の作業日数の検討について

○漂流物の集積

航路、泊地に漂流している障害物は、新居浜市最終処分場南側へ集積し、陸上に設けた仮集積地へ移動・集約する。



図示の作業船接岸位置より障害物の陸揚げを行う。

その後の障害物の処分については、障害物の集積状況、道路の復旧状況を確認しながら、処分方法について検討を行う。

(5) 緊急物資輸送対応

【緊急物資受入れ業務体制】

航路、泊地及び緊急輸送道路等の啓開作業完了後に、新居浜市、新居浜港務局、愛媛県より荷役企業に対して緊急物資に関する以下の業務への協力を要請する。

- ① 網取り等、船舶受入関係業務
- ② 荷役等作業などの業務
- ③ 陸上運送などの業務

(参考) 愛媛県地域防災計画（風水害等対策編）

第3編 災害応急対策 第7章 緊急輸送活動

3-7-2 県の活動 3 緊急輸送体制の確立

3 緊急輸送体制の確立

(2) 海上輸送体制

ア 海上輸送路の確保

- (ア) 港湾及び漁港の管理者、市町、自衛隊並びに海上保安部は、連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部に連絡する。
- (イ) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、港湾施設の被害等の情報に基づき海上輸送ルートを決める。
- (ウ) 港湾及び漁港の管理者、自衛隊並びに海上保安部は、連携して定められた海上輸送ルートの確保に努める。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に船舶等の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

(ア) 愛媛県旅客船協会

愛媛県旅客船協会は、災害発生時に被災者、救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、旅客船等の供給に協力する。

(イ) 愛媛内航海運組合連合会及び日本内航海運組合総連合会

愛媛内航海運組合連合会及び日本内航海運組合総連合会は、災害発生時に救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、貨物船等の供給に協力する。

エ 集積場所及び要員の確保

- (ア) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。
- (イ) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。

災害時における物資等の輸送に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛県トラック協会新居浜支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に基づき貨物自動車運送事業者が運送約款に定める運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（会員名簿の提出）

第9条 乙は、その会員名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成16年2月1日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年2月1日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市新田町三丁目6番33号

愛媛県トラック協会新居浜支部

支 部 長 橋 本 和 昌

出典：新居浜市地域防災計画 資料編より

表 6 - 1 船舶、漁船等の調達先一覧表

海運業者一覧表

事業者名	所在地	電話番号	F A X 番号
新居浜地区海運組合	新居浜市西原町 2-7-21	37-2475	37-2475
青野海運(株)	〃 新田町 1-1-17	33-8545	32-4521
(株)ワークスネット	〃 新田町 1-1-20	36-2428	32-4521
一宮運輸(株)	〃 多喜浜 6-8-33	45-0138	46-2520
井下海運(株)	〃 菊本町 1-1-34	32-6730	32-6733
金栄丸港運(株)	〃 多喜浜 6-6-23	45-1341	46-5811
桑原運輸(株)	〃 磯浦町 16-7	35-1111	34-2334
住化ロジスティック(株) 西日本事業本部	〃 惣開町 4-3	33-2171	32-3208
住鋳物流(株)	〃 西原町 3-5-3	37-2474	37-3477
大成海運(株)	〃 惣開町 2-5	37-1101	37-1105
田淵海運(株)新居浜支所	〃 西原町 1-4-9	37-0134	34-4691
新居浜海運(株)	〃 西原町 1-4-18	33-9321	33-9319
新居浜コールセンター(株)	〃 菊本町 1-10-1	32-8320	32-4515
新居浜シェル石油(株)	〃 中須賀町 2-10-18	33-7131	34-6079
日本通運(株)新居浜支店	〃 多喜浜 6-10-3	46-2000	46-1860
浜栄港運(株)	〃 西原町 2-7-63	37-1234	33-3777
浜栄倉庫(株)	〃 西原町 2-7-63	33-3161	35-2198
芙蓉海運(株)	〃 西原町 2-5-33	34-6611	32-7879
松田汽船(株)新居浜支店	〃 西原町 2-5-29	37-3254	37-3258
丸重海運(株)	〃 一宮町 2-3-50	31-5158	32-7311
明星運輸(株)	〃 多喜浜 6-9-74	46-3444	46-1921
森実運輸(株)	〃 惣開町 2-13	37-0111	32-3322

出典：新居浜市地域防災計画 資料編より

漁業協同組合支所一覧表

組 合 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
愛媛県漁業協同組合新居浜支所	新居浜市清水町 14-98	33-9391	33-9460
愛媛県漁業協同組合垣生支所	〃 垣生 6-7-26	46-0108	46-0800
愛媛県漁業協同組合大島支所	〃 大島甲 1591	46-1005	46-1007
愛媛県漁業協同組合多喜浜支所	〃 黒島 2-3-35	46-1090	46-2977

出典：新居浜市地域防災計画 資料編より

11-29 災害時における物資の保管等に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県冷凍協会（以下、「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）及び物流専門家の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資の保管等及び物流専門家の派遣に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、物資の保管等を行う施設の開設 又は物流専門家の派遣の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、様式1により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 物資の保管等に係る保管施設を必要とする地域の名称、保管期間、主な保管品目及び数量
- (3) 物流専門家の派遣に係る業務内容、派遣人数、派遣期間及び派遣場所
- (4) その他参考となる事項

2 市町（独自に乙と協定を締結している市町を除く。）が物資の保管等又は物流専門家の派遣を必要とするときは、市町の要請に基づき、甲は乙に対し、市町に代わって前項の規定による要請を行うことができる。

3 乙は、甲から前二項の規定に基づく要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等及び物流専門家の派遣を行うものとする。

（保管施設等の選定及び報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請に対し、速やかに次に掲げる事項を決定し、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって 報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物資の保管等を行う事業者名（対応できる事業者がないときはその旨）、保管施設の所在地、名称、面積、保管期間、保管品目及び数量
- (2) 物流専門家として派遣する者の所属、氏名、派遣期間及び派遣場所
- (3) その他参考となる事項

（実施状況の報告）

第4条 乙は、本協定に基づく業務を完了したときは、甲に対し、様式3により実施状況を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が物資の保管等に要した費用は、甲又は甲に要請した市町が負担するものとする。なお、

費用の算出方法については、災害発生直前の愛媛県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙が物流専門家の派遣に要した費用は、甲乙協議して決定し、甲又は甲に要請をした市町が負担するものとする。
- 3 乙は、前二項に基づく費用の決定をする前に、第3条第1号の事業者及び同条第2号の派遣する者の同意を得なければならない。
- 4 費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲に要請した市町から支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 事故の発生等により第3条第1号の事業者による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の保管施設の提供その他の措置を講じ、物資の保管継続に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の保管等の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(関係市町との連絡)

第8条 本協定に基づく業務の実施に当たり、関係市町との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(担当窓口の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名、連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった際には、その都度、報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月7日

松山市一番町4丁目4番地甲 愛媛県
甲 知事 中村 時広

松山市千舟町4丁目5番地4
松山千舟454ビル5階
乙 愛媛県冷凍協会
会長 神野 洋一

(注) 同様の協定を次の団体と締結している。

団体名	協定締結年月日	協定締結者
愛媛県倉庫協会	平成26年3月18日	会長 廣江 和男

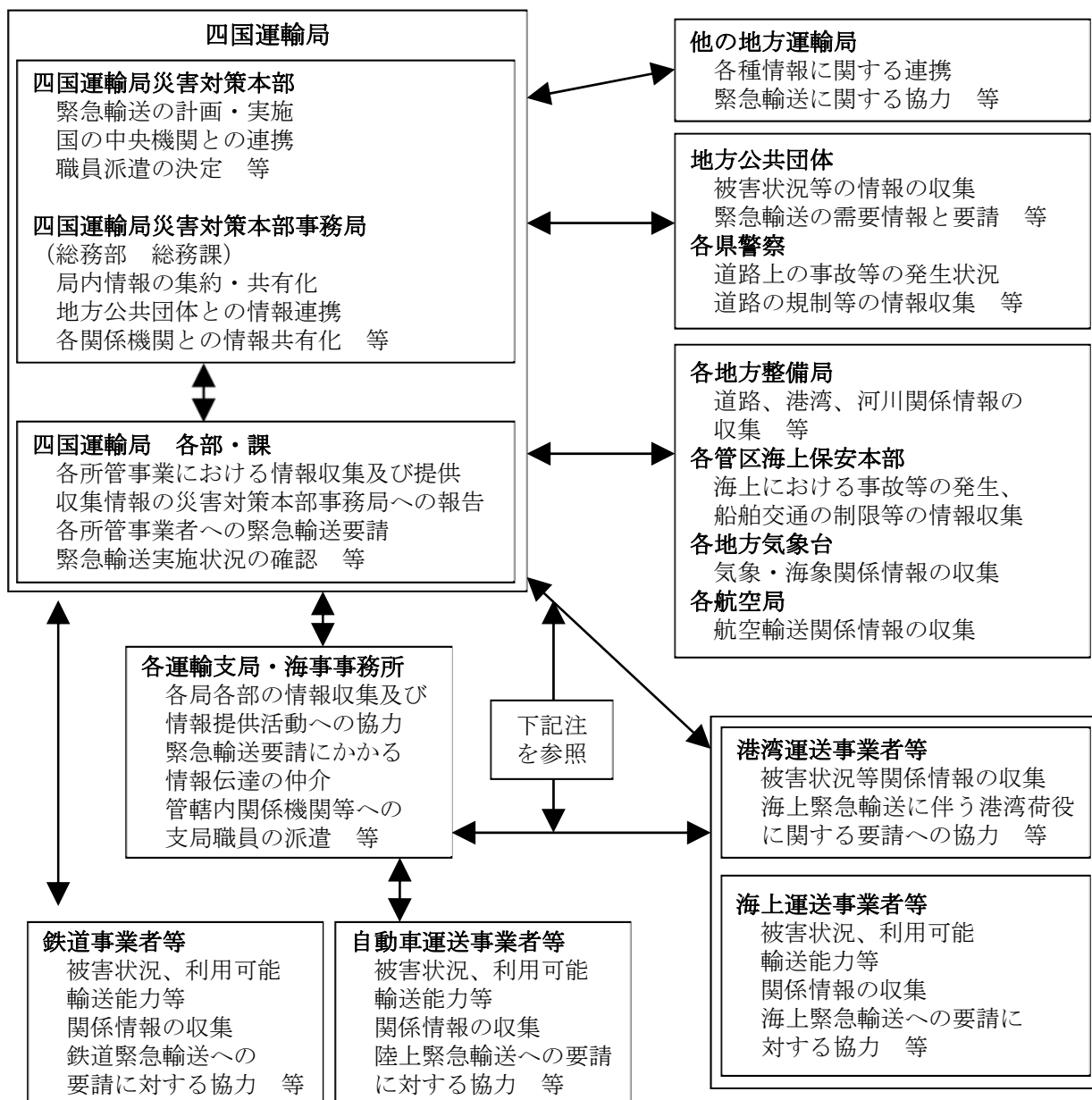
出典：愛媛県地域防災計画（資料編） 11-29 災害時における物資の保管等に関する協定

【救援船等入港～荷役～輸送にかかる情報連絡体制】

他港から新居浜港への緊急物資の輸送にあたっては、新居浜港務局及び愛媛県より四国運輸局へ新居浜港の状況を伝達する。

図 6 - 3 緊急輸送における四国運輸局および関係機関の主な役割

政府対策本部または国土交通省関係省庁間、他地方運輸局間との調整等



出典：四国運輸局HPより（組織別情報：総務部＞緊急輸送への対応）

【耐震強化岸壁、使用可能な公共施設及び使用可能な民間施設の利用調整】

新居浜港における利用可能施設の調整は、新居浜港務局が新居浜海上保安署及び施設管理者等との調整を行うことを原則とする。

(6) 港湾運営の復旧

緊急物資輸送に関する調整が終了した後は、引き続き、背後企業等の経済活動の復旧にあわせて港湾運営の復旧を行う必要がある。

港湾運営を復旧するためには、港湾施設の応急復旧、本格復旧、港湾の運営を行う港湾関係民間事業者の事業復旧及び港湾関係官公庁の業務復旧が必要である。

早期に復旧を行うためには、この各主体の具体的な対応の基本方針、関係者間の情報共有方法、通信連絡方法及び港湾運営復旧の優先順位の考え方などをあらかじめ定めておくことが重要である。このため、新居浜港の港湾運営の復旧は、新居浜港港湾BCPに基づき行動計画を策定し、合わせて復旧計画等に関する詳細を定めるものとする。

なお、復旧計画の策定にあたっては、新居浜港の利用状況や緊急輸送道路への指定状況等を十分に考慮して行うものとする。

また、災害時には投入できる復旧資材や人的資源等が限られていることから、港湾施設の復旧における優先順位は下表のとおりとする。

表6-2 港湾運営に必要な施設の優先度

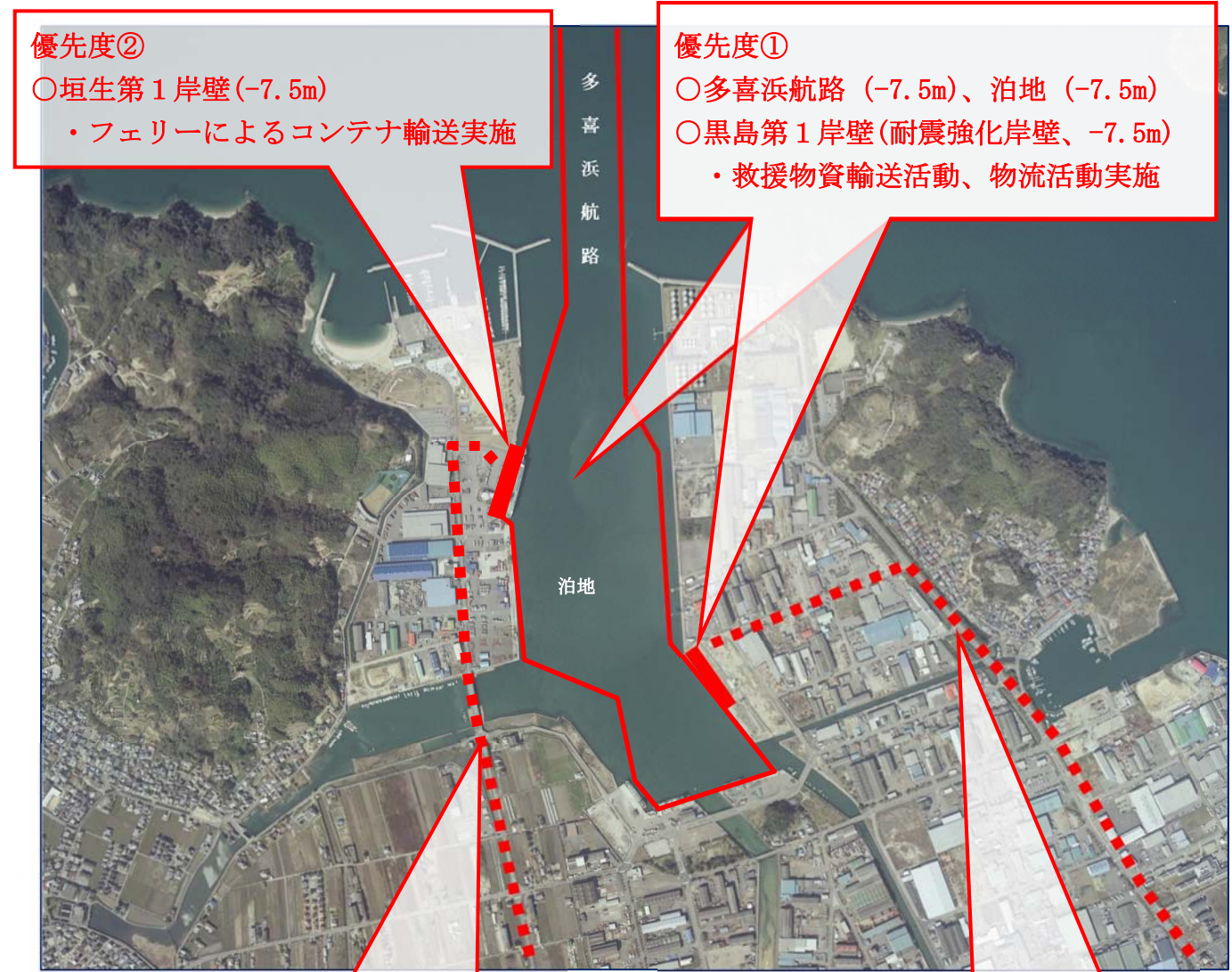
優先度	対象施設	設定理由
優先度① 緊急物資受入に必要な施設 港湾運営に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・黒島第1岸壁（-7.5m）、延長130m（耐震強化岸壁） ・多喜浜航路（-7.5m） ・泊地（-7.5m） ・市道 沖浜中通り線、東港東浜筋線 新居浜市指定の緊急輸送道路（黒島第1岸壁～愛媛県指定の一次緊急輸送道路間）	耐震強化岸壁であり、比較的被害が少なく、復旧が容易と想定
優先度② 港湾運営に必要な施設 （コンテナ輸送）	<ul style="list-style-type: none"> ・垣生第1岸壁（-7.5m）、延長193m ・臨港道路 垣生線 新居浜市指定の緊急輸送道路（垣生第1岸壁～愛媛県指定の一次緊急輸送道路間）	新居浜港の物流活動は黒島第1岸壁、コンテナ輸送は垣生第1岸壁の活用を想定
優先度③ 港湾運営に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・第一航路（-10.0m） ・第二航路（-4.0m） ・その他残る施設について、被災状況、物流の動向等を考慮しながら復旧を行っていく。	

図6-4 港湾運営に必要な施設の優先度 (位置図)



優先度③
 ○港湾運営の復旧に必要な啓開区域
 ・本港地区第一航路、第二航路
 ・航路啓開に必要な作業日数は3日とする、
 (参考) 緊急物資輸送に必要な航路啓開作業日数

【本港地区】



優先度②
 ○垣生第1岸壁(-7.5m)
 ・フェリーによるコンテナ輸送実施

優先度①
 ○多喜浜航路(-7.5m)、泊地(-7.5m)
 ○黒島第1岸壁(耐震強化岸壁、-7.5m)
 ・救援物資輸送活動、物流活動実施

優先度②
 ○臨港道路垣生線
 ・フェリーによるコンテナ輸送実施

優先度①
 ○市道沖浜中通り線
 ○市道東港東浜筋線
 ・救援物資輸送活動、物流活動実施

【東港地区】

表6-3

県指定緊急輸送道路一覧表

一次緊急輸送道路

番号	管理区分	路線名	区間
①	高速	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC
②	国	一般国道11号	香川県境～松山市二番町4丁目
③	県	(主) 新居浜角野線	新居浜市繁本町～新居浜市西喜光地町
④	県	(主) 壬生川新居浜野田線	西条市船屋甲～新居浜市多喜浜
⑤	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目～新居浜市別子山弟地
⑥	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市船木～新居浜市船木
⑦	県	(一) 国領高木線	新居浜市船木～新居浜市東田
⑧	市	(市) 港町繁本東筋線	新居浜市若水町2丁目～新居浜市繁本町

二次緊急輸送道路

番号	管理区分	路線名	区間
①	県	(主) 高知伊予三島線	新居浜市別子山瀬場～四国中央市金砂町平野山
②	県	(主) 壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜～四国中央市土居町野田
③	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市別子山弟地～新居浜市別子山瀬場
④	県	(一) 多喜浜泉川線	新居浜市郷～新居浜市郷
⑤	県	(一) 新居浜港線	新居浜市一宮町～新居浜市中萩町
⑥	県	(一) 新居浜土居線	新居浜市阿島～四国中央市土居町上野
⑦	県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市郷
⑧	県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市東田

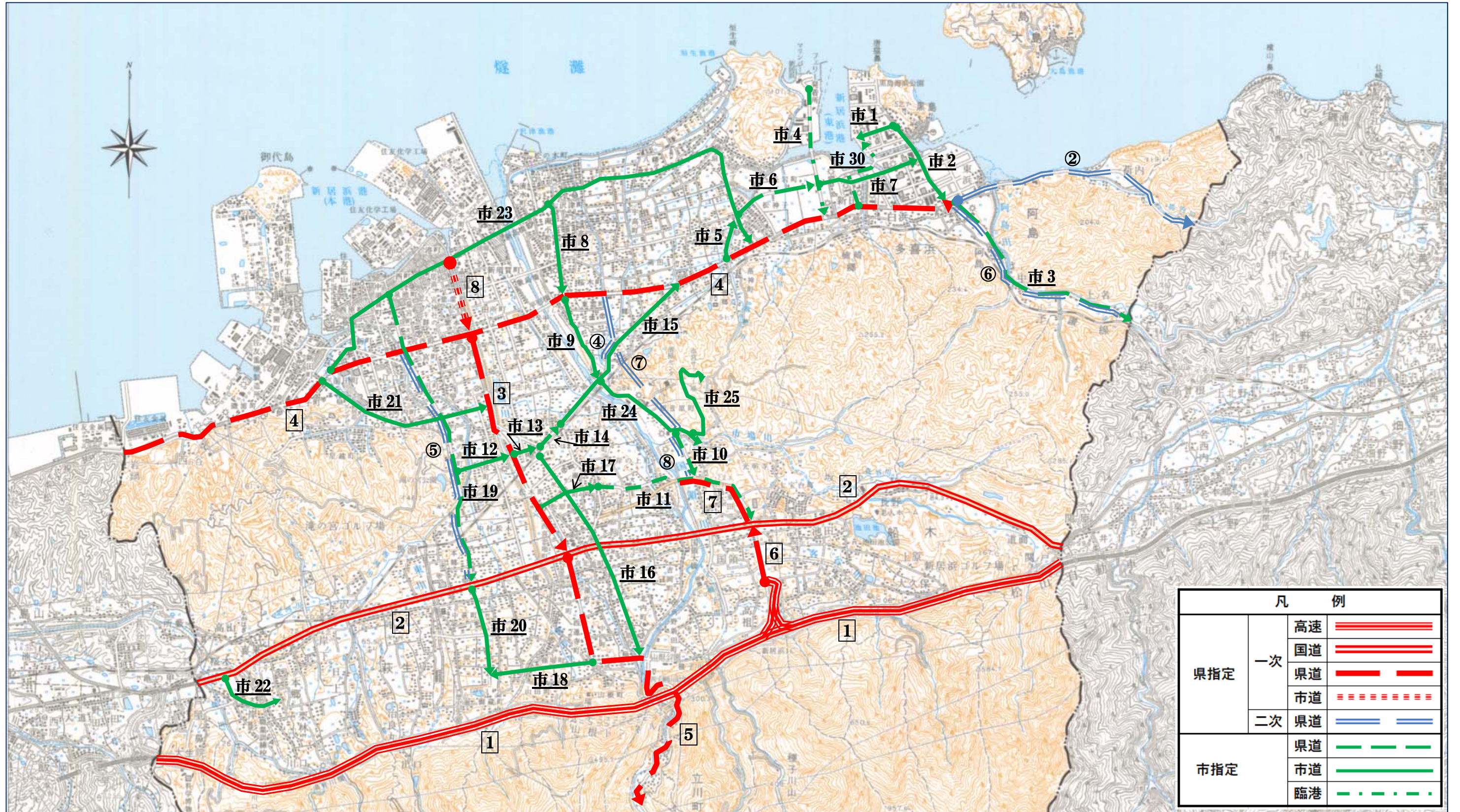
表 6 - 4 市指定緊急輸送道路一覧表

番号	管理区分	路線名	区 間
1	市	沖浜中通り線	黒島一丁目～黒島一丁目
2	市	東港東浜筋線	黒島一丁目～多喜浜6丁目
3	県	新居浜土居線	阿島2丁目～阿島4丁目
4	港務局	臨港道路	垣生3丁目～多喜浜3丁目
5	市	松神子落神線	松神子1丁目～松神子1丁目
6	県	新居浜東港線	松神子4丁目～多喜浜2丁目
7	市	松神子多喜浜線	多喜浜3丁目～多喜浜6丁目
8	市	沢津東雲線	沢津町1丁目～東雲町1丁目
9	市	東雲上郷線	東雲町2丁目～郷5丁目
10	県	新居浜東港線	観音原町～東田1丁目
11	県	国領高木線	瀬戸町～船木
12	市	駅前滝の宮線	滝の宮町～坂井町1丁目
13	県	新居浜停車場線	坂井町1丁目～坂井町2丁目
14	県	国領高木線	坂井町2丁目～坂井町2丁目
15	県	多喜浜泉川線	坂井町2丁目～郷3丁目
16	市	駅裏角野線	坂井町3丁目～中筋町1丁目
17	市	松木寿線	松木町～瀬戸町
18	市	上部東西線	西連寺町2丁目～中村4丁目
19	県	新居浜港線	西町～本郷3丁目
20	市	中須賀上原線	中村1丁目～中村4丁目
21	市	原地庄内線	前田町～高木町
22	市	上部東西線	大生院岸影～大生院岸影
23	市	新田松神子線	新田1丁目～松神子2丁目
24	市	上郷下東田線	郷4丁目～観音原町
25	市	平尾谷線	観音原町～観音原町
26	市	蔭地線	別子山草原～別子山瓜生野
27	市	大湯線	別子山瓜生野～別子山大湯
28	市	林道 大湯線	別子山瓜大滝～別子山大湯

29	市	林道 大滝線	別子山瓜大滝～別子山大湯
30	港務局	臨港道路	黒島 1 丁目～多喜浜 3 丁目

出典：新居浜市地域防災計画 資料編より

图6-5 县·市指定紧急输送道路一览表（位置图）



出典：新居浜市地域防災計画 資料編

(7) 港湾施設の応急復旧及び本格復旧

港湾施設の応急復旧及び本格復旧にあたっては、前述のとおり利用できる人的・物的資源に限りがあることから、復旧計画の策定においては現地における被災状況調査の結果や施設の重要度、岸壁における取扱可能貨物の種別等に留意する。

① 港湾事業継続に係る応急復旧の検討（緊急物資輸送開始直後）

・ 港湾施設の被災状況調査

前述の復旧優先順位の高い施設について、被災状況の詳細な調査を実施する。

調査にあたっては、国土交通省四国地方整備局及び各港湾管理者が協力して実施する。また、必要に応じて、国の研究機関（独立行政法人港湾空港技術研究所等）の専門家に協力を要請する。

・ 港湾施設の応急復旧検討等

被災した港湾施設の応急復旧をスムーズに実施するため、新居浜港務局が所有する「港湾台帳システム」の港湾施設各種データ（標準断面図等）を活用する。

② 応急復旧計画の調整、立案

上記で行った応急復旧検討をベースに国土交通省四国地方整備局、各港湾管理者を中心に応急復旧計画の調整を行うこととする。

また、新居浜港での施設復旧に時間を要する場合には、近隣港湾（東予港等）の活用を含めた調整・検討を行う。

調整にあたっては以下の点に配慮する。

- ・ 新居浜港振興協議会を中心とした新居浜港を利用する主要事業者の復旧スケジュール及び取扱貨物の内容（社会的重要性、地域経済への影響、代替性等）
- ・ C I Q*関係者の対応の可否
- ・ 検疫港以外の近隣港湾を活用する際に、外国から来航してくる船舶を入港させる場合は、検疫港等で検疫を終了させることを原則とする。

応急復旧計画については、表6-1の関係者を含めた場において検討を実施することを基本とする。

③ 応急復旧工事の実施

緊急物資輸送のために必要となる港湾施設の応急復旧工事を実施する。

その際には東日本大震災における事例などを参考に実施することとする。

④ 本格復旧計画の検討（応急復旧工事開始直後）

②と同様の過程を経て、本格復旧計画を策定する。

⑤本格復旧工事の実施

以降、東日本大震災における事例などを参考に本格復旧工事の実施に向け、各種防災計画に則った事務手続き等を進める。

表6-4 新居浜港の応急・本格復旧計画策定関係者リスト

機関・組織名		役割	
四国地方整備局	災害対策本部 (企画部 防災課)	港湾施設の復旧計画策定 物資輸送の調整	
	港湾空港部 (港湾空港防災・危機管理課)		
	松山港湾・空港整備事務所 (沿岸防災対策室)		
四国運輸局	災害対策本部	物資輸送の調整	
	愛媛運輸支局		
	今治海事事務所		
第六管区海上保安本部	災害対策本部	海上の安全の確保	
	今治海上保安部		
	新居浜海上保安署		
神戸税関	災害対策本部	C I Q*等	
	新居浜税関支署		
高松出入国在留管理局	災害対策本部		
	松山出張所		
広島検疫所	災害対策本部		
	松山出張所		
神戸植物防疫所	災害対策本部		
	坂出支所 松山出張所		
愛媛県	災害対策本部		港湾施設の復旧計画策定 物資輸送の調整
	東予地方局		
港湾関係民間事業者	港運関係者	企業活動の復旧計画策定	
	荷主企業関係者	企業の物資輸送実施	
新居浜港務局	災害対策本部 (新居浜市)	港湾施設の復旧計画策定 連絡調整	

(8) 港湾関係官公庁の業務の復旧

港湾運営を復旧するためには、船舶航行の安全確保のための新居浜海上保安署、各港湾管理者、国際貿易機能に関するC I Q*関係部局が機能を復旧することが必要となる。

個別業務の復旧については各主体が作成する復旧計画等によるものとするが、これらの情報は港湾機能全般に関する事項であることから、原則として新居浜港港湾BCP協議会等の関係者間で情報共有を図るものとする。

(9) 港湾の運営を行う港湾関係民間事業者

新居浜港で運送事業（船舶関係、荷役関係、道路運送関係）を実施している会社は、それぞれの復旧計画等に従い、事業の復旧を行う。

事業復旧状況に関しては新居浜港の港湾運営に直結する事項であることから、原則として協議会等の関係者間で情報共有を図るものとする。

7. 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、ボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを念頭に、協議会として表7-1に示す項目に取り組むこととする。

表7-1 新居浜港の事前対策

区分	項目		対策	実施機関
初動時の円滑化	通信手段の確保		<ul style="list-style-type: none"> ●構成員の衛星電話等の保有を推進する。 ●複数の通信手段について検討。 	協議会会員
	新居浜港港湾BCPを各構成員策定BCPへ反映		●新居浜港事業継続計画を各構成員策定のBCPや防災計画等に反映する。	
	教育・訓練の実施		<ul style="list-style-type: none"> ●BCPの概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育を行う。 ●情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等を実施する。 	
事業継続の円滑化	物資輸送の円滑化	燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●「災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定」を新居浜石油業協同組合と締結。 ※ 	新居浜市
		港湾施設復旧の短期化	<ul style="list-style-type: none"> ●岸壁の耐震化推進 ●臨港道路の耐震化対策 	港湾管理者
		国・県・港湾管理者の作業分担	●効率的に応急復旧を行うため国・県・港湾管理者の作業分担や指揮命令系統を整理する。	協議会
	緊急物資輸送対応	荷役機械の確保	●荷役機械が被災した場合の代替機の把握。	協議会会員
		上屋・倉庫の確保	●地震・津波の被害が軽微と想定される上屋・倉庫の把握。	
		教育・訓練の実施	●緊急物資輸送を想定した訓練を行う。	
	その他	非常用電源の確保	●緊急物資輸送を行う上で必要となる最小限の電力を確保する。	
電気設備の復旧手法の検討		●仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を検討する。		

災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書

災害時における車両用燃料及び発電機等燃料（以下「車両用燃料等」という。）の優先供給に関し、新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜石油業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う新居浜市内の災害応急対策業務において、車両用燃料等が必要となったとき、乙の積極的な協力により、円滑な活動の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務のため車両用燃料等が必要となったときは、乙に対し車両用燃料等の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由が無い限り、車両用燃料等の供給について協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙から供給された車両用燃料等の費用を負担するものとする。この場合の価格については、災害発生時における乙との契約価格とする。

（請求及び支払い）

第5条 乙は、前条に掲げる費用を、車両用燃料等を甲に供給したときに請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の組合員が車両用燃料等を輸送中に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年市条例第27号）」の例に準じて災害補償を行うものとする。

ただし、乙又は当該組合員に過失がある場合はこの限りでない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年12月 5日

（甲） 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

（乙） 新居浜市田所町4番1号

新居浜石油業協同組合

組合長 今西忠晴

※出典：新居浜市地域防災計画 資料編より

8. 教育・訓練

以下の目的を達成するため、表8-1に示す教育・訓練を定期的を実施する。

- ①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより、身体感覚を身に着ける。
- ②手順化できない事項に対して、適切な判断と意思決定を下せる能力の向上を図る。
- ③新居浜港事業継続計画を検証し改善する。
- ④危機的事象への対応に関する周知徹底と情報の共有化を図る。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平常時から新居浜港の利用実態や課題、将来の方向性について関係者間で共通認識しておくことが重要である。そのため、協議会会員は表8-1に示す教育・訓練以外の場においても構成員の教育に取り組むものとする。

表8-1 新居浜港で実施する教育・訓練

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度
初動時円滑化の為の教育	B C Pの概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	年1回
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等の実施		
緊急物資輸送に係る訓練	緊急物資輸送を想定した実働訓練等の実施		

※訓練の内容については、1種類または複数の種類を組み合わせるものとする。

9. 見直し・改善

- (1) 新居浜港港湾BCPについては、表9-1を基本において見直し・改善を行う。

表9-1 新居浜港事業継続計画の見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有効性の確認	年1回	訓練の評価を踏まえる
連絡体制等の更新	異動の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	
地域防災計画の更新	更新の都度	

- (2) 東予港港湾BCP協議会との連携

東予港と新居浜港については、これまでの歴史的経過や世界的な企業が両港に跨って立地していることをふまえると、両港が連携を図ることは重要である。

今後、協議会において具体的な連携の在り方について検討を行っていく。

■用語集

C I Q	<p>国境を越える交通および物流において必要であるとされる手続きで、以下の頭文字を繋げたものである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関 (Customs) ・出入国管理 (Immigration) ・検疫 (Quarantine)
P D C A サイクル	<p>事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ</p> <p>Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善するもの</p>
事業継続計画 (B C P)	<p>不測の事態が発生しても重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための教育・訓練、B C P の見直し・改善などを行う平時からのマネジメント活動を含む概念のこと</p> <p>(B C P : Business Continuity Plan)</p>
港湾 B C P (事業継続計画)	<p>危機的事象*による被害が発生しても、当該港湾の重要機能*が最低限維持できるように危機的事象の発生後に行う具体的な対応 (対応計画) と、平時に行うマネジメント活動 (マネジメント計画) 等を示した文書のこと</p>
危機的事象	<p>港湾機能の低下を引き起こす原因となる、大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化といった事象のこと</p>
重要機能	<p>当該港湾において、優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能のこと</p>
サプライチェーン (供給網)	<p>物流サービス者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の一連の業務のつながりのこと</p> <p>サプライチェーンには、物流サービス事業者、メーカー、流通業者 (卸売業者)、小売業者、消費者などが関係する</p>